

令和4年度坂出市地域防災計画修正の概要

1 修正方針

令和3年4月に「災害対策基本法の一部を改正する法律案」が成立し、5月に施行されました。それに合わせ「避難勧告等に関するガイドライン」も「避難情報に関するガイドライン」として変更され、避難情報の名称が変更となりました。

これを受け、市においては、令和3年6月の出水期前に「坂出市地域防災計画参考資料第12章避難関係」の避難情報等の発令の目安等に反映しているところですが、本編の修正は防災会議に諮る必要があり、修正が実施できていない状況です。

このことから、令和3年5月および令和4年6月の「国防災基本計画」の変更および令和5年2月の「県地域防災計画」の修正、令和4年4月1日坂出市組織機構改革などの変更事項の修正を含め、市地域防災計画に規定すべき箇所について修正するものです。

2 主な修正内容

(1) 全編共通

① 避難情報の名称変更を行いました。

- ・ 避難準備・高齢者等避難開始 → 高齢者等避難
- ・ 避難勧告, 避難指示(緊急) → 避難指示
- ・ 災害発生情報 → 緊急安全確保
- ・ 避難勧告等の発令基準 → 避難指示等の発令基準, 避難情報等の発令基準

② 国防災基本計画の変更, 県地域防災計画の修正に合わせ, 関係節および関係項の修正を行いました。

③ 組織機構改革に伴う名称等の修正を行いました。

(2) 第1編 共通対策編

① 第1章 総則

第1節「目的」に住民が留意すべき事項を新設, 第2節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務, 業務の大綱」を県地域防災計画に整合させるとともに, 第3節「本市の地勢等の概況」の数値等を更新しました。

② 第2章 災害予防計画

- ・ 第1節「山地災害予防計画」, 第2節「土砂災害等予防計画」に流域治水プロジェクトについて新設しました。
- ・ 第14節「緊急輸送体制整備計画」の輸送確保路線見直しに伴う修正を行いました。
- ・ 第18節「要配慮者対策計画」の避難行動要支援者の対策について修正・加筆を行いました。

③ 第3章 災害応急対策計画

- ・ 第10節「交通確保計画」に災害時の交通マネジメントについて新設しました。

- ・ 第15節「廃棄物処理計画」に産業廃棄物処理について新設しました。
 - ・ 第24節「二次災害防止対策計画」に空き家の除却等の措置について新設しました。
- ④ 第4章 災害復旧計画
- 第1節「復旧復興基本計画」の現状復旧に権限代行制度による支援および事前復興準備について新設しました。
- (3) 第2編 風水害等対策編
- ① 第1章 総則
- 第2節「被害想定(風水害)」の高潮について水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定に伴い内容に修正を行いました。
- ② 第2章 災害予防計画
- ・ 第1節「洪水等予防計画」に流域治水プロジェクトおよび香川県11水系ダム洪水調節機能協議会について新設しました。
 - ・ 第2節「高潮等災害予防計画」に水位周知海岸の指定について新設しました。
- ③ 第3章 災害応急対策計画
- 第2節「気象情報等伝達計画」について気象庁の知識・解説の修正内容と整合を図りました。
- (4) 第3編 地震・津波対策編
- ① 第1章 総則
- ・ 第3節「地震・津波防災対策目標」について最新に更新しました。
 - ・ 第6節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針」について最新に更新しました。
- (5) 参考資料
- ① 第1章「条例・要綱等」について改正に伴う修正を行いました。
- ② 第3章「被害想定図等」に高潮浸水想定区域図(想定最大規模)を新設しました。
- ③ 第4章「防災上注意すべき区域等」に防災重点農業用ため池が指定されたため、加筆を行いました。
- ④ 第12章「避難関係」の要配慮者利用施設を最新に更新するとともに、高潮浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧を新設しました。